広報にいつ
発行所　新津市役所
発行人　鹿田繁雄
電話代表550番
印刷所　東洋館印刷所
毎月一回　発行

農作物の被害一億円

県と中央に補助を請願

侵水家屋は千九百戸、事後処置に万全

台風第一号の余波は当市にも、七月廿四日から廿七日の間に最高一三六ミリ余の雨を降らせ、河川の氾らんと秋葉山などの丘陵地帯からの流水によって甚大な被害を与えて去りました。

市当局で調査した被害状況は浸水家屋は床上浸水二九七戸、床下浸水一、五五九戸、合計一、八五六戸、非住家を除くと約一、九〇〇戸に達し、また、畑はうね刈期にあるため水稲その他の農作物の被害面積は約一、五〇〇ヘクタールの復旧工事、藤木桑地のタール（二、四三六町歩）農作物の被害金額は一億八千九百万円に達する見込みです。

その他道路、橋梁の被害も甚大でその被害額は二〇〇万円余にのぼる見込みで、市当局は中央に陳情し補助金その他援得に力を つくしています。

一方この災害の実情を考えると、その他国庫負担金として、一、精算賦課してないことと、平等割の月額は昨年五十円であったが今年は六円になりました。

三、資力割の率が下ったこと

人員等に異動がなければ上月から来年の六月までは前年の賦課されることになります。

二、平等割が十円上ったこと

平等割の月額は昨年五十円であったが今年は六円になりました。

三、資力割の率が下ったこと

昨年度は資力割の賦課率を七月分番号に明記）四千円未満百円につき月五円二十銭であったが、今年度は五円十銭（同率）に下りました。

四、新関地区の算出方法が変ったこと

新関地区の保険料算出方法は合併の際無償なる変化を避けるため、一年間の新関村が行っていた方法によって算出してきましたが、今年から新地区と同様の算出方法によることになりました。このため新関地区の保険料は若干の変動がありました。（保険課）

ヒザまで浸した中沢地内道路上の濁流

平等割は十円上る

国保料　新関地区も新津並に

新しい年度の保険料が算出されて七月分給付から適用されましたが、昨年と違う点についてあらためて説明を加えました。

昨年は市民税の一か月分を賦課出来たので、一カ月分を繰算しましたが今年は例年通り七月に賦課出来たので、算出されました。

なお疑問の点については出来るだけ早く説明を付して、理解を求めました。

昨年は市民税の一か月分おくれに伴い保険料も八月に改訂したのであって、七月一日以後引取の分は市民税の税率が「業価格の百分の二」に改正によ